

# 国立大学法人東京医科歯科大学臨床倫理規則

〔平成25年10月25日  
規則第98号〕

## （設置）

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の医療現場において遭遇する倫理的問題に速やかに対応し、ヘルシンキ宣言及び国の定める倫理指針の趣旨に添った倫理的配慮を図り、適正な医療を実施することを目的として、本学に臨床倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## （審議事項）

第2条 審議の対象とする事項は、以下の各号とする。

- (1) 本学の臨床上の偶発的所見に関する事項
- (2) 社会的要請の強い事象に関する指針
- (3) 本学の医療現場において倫理上の判断を仰ぐ必要のある事項
- (4) その他、本学において臨床倫理の観点から審議の必要な医療に関する事項

## （組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生命倫理研究センター長
- (2) 医学部附属病院長
- (3) 歯学部附属病院長
- (4) 医学部附属病院看護部長
- (5) 歯学部附属病院看護部長
- (6) 医学部倫理審査委員会委員長
- (7) 歯学部倫理審査委員会委員長
- (8) 法律又は生命倫理を専門とする学外有識者 複数名
- (9) その他委員長が必要と認める者

2 前項第8号及び第9号の委員は、学長が委嘱する。

## （任期）

第4条 前条第1項第8号及び第9号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員の任期の末日は、前項に関わらず当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

## （委員長）

第5条 委員会に、委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

## （委員会の議事）

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員が委員会に欠席する場合であっても、あらかじめ委員長に審議事項についての意見書と当該委員の権限を議長に一任する委任状を提出した場合は、当該委員は出席したものとして取扱うものとする。
- 4 委員会は、第2条に掲げる審議事項について、臨床的、倫理的な面から調査・検討し審議する。なお、委員自身が当該審議事項の申請者である場合は、その審議に加わることができない。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の有識者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議の申請)

第8条 申請者は、第2条各号に関わる事象が発生した場合には、委員長に臨床倫理審議申請書(様式1)を提出するものとする。

- 2 委員長は、前項の申請を受理したときは、速やかに委員会に審議を付託するものとする。

(迅速協議)

第9条 委員長は、第2条第3号に該当する事項について緊急を要すると判断した場合は、第8条第2項の規定にかかわらず、迅速協議に付することができる。

- 2 迅速協議する委員は、次の各号による委員により構成し、協議する。

(1) 医学部附属病院に関する事例

第3条第1項第1号、第4号、第6号及び第9号で定める委員

(2) 歯学部附属病院に関する事例

第3条第1項第1号、第5号、第7号及び第9号で定める委員

- 3 迅速協議する委員は、常時相互に協議できる体制を構築する。

- 4 迅速協議の内容及び結果については、臨床倫理迅速協議報告書(様式2)に記録し、速やかに委員長に報告しなければならない。

- 5 委員長は、前項による協議結果を申請者に口頭で連絡するとともに、速やかに委員会を開催し、当該協議結果について審議する。

(審議結果の通知)

第10条 委員長は、前条第2項の規定により委員会で審議した結果を、速やかに学長に報告するとともに、臨床倫理審議結果通知書(様式3)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知に当たっては、次の各号に掲げる表示により行い、承認の条件、変更の勧告をする理由、承認しない理由、該当しない理由等について付記するものとする。

(1) 承認

(2) 条件付き承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

(6) その他

3 委員長は、前条第5項の規定による迅速協議に付した内容にかかる審議結果についても、第1項及び第2項の規定に準じて、速やかに学長に報告するとともに、審議結果通知書により申請者に通知するものとする。

(経過又は結果の報告)

第11条 申請者は、委員会で審議された案件に関する審議後の経過又は結果について、速やかに臨床倫理審議案件に関する経過又は結果報告書(様式4)により委員長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項の報告を受けたときは、速やかに学長に報告するものとする。

(記録等の公開)

第12条 委員会は、申請者及び関係者の同意を得て、審議経過又は結果の内容を全部または一部を公表することができる。

(委員の守秘義務)

第13条 委員会委員は、その任期中及び任期終了後を問わず、審議を行う上で知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、統合研究機構事務部において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月25日から施行し、平成25年10月18日から適用する。

附 則(平成29年7月31日規則第108号)

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和元年6月11日規則第60号)

この規則は、令和元年6月11日から施行し、平成30年8月1日から適用する。